

## 第5回 大阪南消防広域化協議会会議録

### 1 開催日時

令和5年8月7日（月） 13時30分～14時15分

### 2 場 所

柏原羽曳野藤井寺消防組合 4階屋内訓練場

### 3 出席者

別紙「名簿」のとおり

### 4 会長挨拶 富宅柏原市長

あらためまして、こんにちは。柏原市長の富宅でございます。

今日は、大阪南消防広域化協議会の会長として、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、公務ご多忙の中、大阪府の大中危機管理監をはじめ関係者の皆様にお集まりいただき、本当にありがとうございます。

さて、消防の広域化につきましては、厳しいスケジュールの中、皆様には大変お世話をおかけして、協議を進めていただいていますこと、感謝を申し上げます。

そして、皆様のご協力のもと、本日ここにパブリックコメントの実施結果を反映させていただきました「大阪南広域消防運営計画（案）」及び「新消防組合同規約（案）」を含む協議事項5件と報告事項1件が提案されております。

皆様方には、議事の進行に格段のご協力をお願い申し上げまして、開会にあたりましての、ご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

### 5 オブザーバー挨拶 大中大阪府危機管理監

大阪府危機管理監の大中でございます。

協議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様方には、平素から、本府の消防防災行政の推進に関しまして、格別のご理解、ご協力をいただきまして、この場をお借りしまして、お礼申し上げます。

<次頁へ>

大阪南消防のような大規模な消防広域化の検討でございますが、全国でも数少なく、全国から注目を集めているところでございます。

本日の協議会では、大阪南消防の根幹となります運営計画(案)、規約(案)などが協議されます。

昨年の5月12日に発足後、1年余りでこのような広域化に向けた最終段階とも言えますような案を取りまとめいただきました8市町村長の皆様のリーダーシップ並びに事務局のご尽力に関しまして感謝申し上げます。

本日の協議会におきまして、さらなる大阪南の消防の将来についての議論が、一層深まることを期待申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

## 6 協議結果

### (1) 協議第42号 大阪南広域消防運営計画(案)

6月12日から7月11日まで実施した、大阪南広域消防運営計画(案)に対するパブリックコメントの結果を説明する。8市町村全体の意見の提出は合計3件、内訳は富田林市1件、河内長野市2件となった。提出意見を精査したところ、大阪南広域消防運営計画(案)の内容変更はなく、一部文言の誤りを、事務局において修正した。

**【協議結果】** 原案のとおり承認された。協議会での決定事項とする。

### (2) 協議第43号 大阪南消防組合格約(案)

第1条、組合の名称を「大阪南消防組合」とする。

第2条、組合を組織する地方公共団体については柏原市、羽曳野市及び藤井寺市の3市による組合に、富田林市、河内長野市、太子町、河南町及び千早赤阪村の5市町村が加入、8市町村とする。

第3条、先行事例や国の消防広域化マニュアルの例にならい、事務内容を明確にする。

第5条、組合議会の議員の定数と選出区分を、市は3人、町村は1人とする。

第6条から第9条は、議員の選挙、任期、議長及び副議長の内容としており、文言を整理し、「関係市町村」に統一する。

<次頁へ>

第10条、執行機関の組織は、管理者1人、副管理者7人、会計管理者1人を置くこととする。

第11条第1項と第2項、文言を「関係市町村」に統一する。第3項の会計管理者は、現行では「管理者の属する市の会計管理者をもって充てる」としていたが、「管理者が任命する」と変更する。

第14条、先行事例にならい、文言を変更する。

第15条、経費の支弁の方法について定めており、基準財政需要額の消防費の割合に応じた額とする。

附則第1項、本規約の施行日を定めており、令和6年1月1日とし、この日から新組織が発足することになる。

附則第2項、本則第3条の共同処理事務の開始が令和6年4月1日からとなり、共同処理事務については、令和6年1月1日から令和6年3月31日までの間は、柏原市、羽曳野市及び藤井寺市に係るものに限るとする。

附則第3項、「本則第15条の経費の支弁について、令和6年度分の関係市町村の経費の負担から適用し、令和5年度分の経費の負担については、なお従前の例による。」として、現行の柏原羽曳野藤井寺消防組合の経費の負担と区別する。

附則第4項、経過措置として、富田林市、河内長野市、太子町、河南町及び千早赤阪村の5市町村の負担金の額は、別途5市町村で締結する協定書に定める期間において、附則別表のとおりとする。

附則第5項、附則第4項にある協定書に定める期間が経過するまでに期間の延長及び5市町村の負担金の額について、段階的に基準財政需要額割に近づける等の所要の措置を講ずるものとする。

また、延長期間及び5市町村の負担金の額を変更した場合、構成団体の議決を得て、規約を変更することとする。

附則第6項、附則第5項の期間が経過した後は、第15条第2項のとおり、基準財政需要額の消防費の割合に応じた額とする。

附則別表、附則第4項の経過措置期間の経費支弁の方法で、いわゆる「2段階割」とする。1段階目で8市町村の基準財政需要額の消防費の割合に応じた額の5市町村の合計額を算出し、2段階目で、その額を消防広域化検討会の試算に用いた平成27年度から令和2年度までの過去6年間の消防費決算額の平均額に応じて按分するものとする。

**【協議結果】** 原案のとおり承認された。協議会での決定事項とする。

<次頁へ>

(3) 協議第44号 広域化初期費用の負担に関する基本協定書(案)

本協定書は令和6年度から消防広域化を実施する際に必要となる初期費用の負担に関する協定を締結するもので、負担金の算出方法は、大阪南消防組合規約(案)の経費支弁の方法を基本とし、基準財政需要額の適用年度については、「令和4年度」とする。

以下「資料 No. 3 広域化初期費用査定結果【R5.8.7版】」の項目番号をもって説明する。

1番の議員報酬は、新組合発足となる令和6年1月から組合議員6人増員に伴う議員報酬を計上する。

2番の管理者・副管理者報酬は、新組合発足となる令和6年1月から副管理者5人増員に伴う副管理者報酬を計上する。

3番から18番は、広域化の臨時経費となるため、特別交付税50%の対象となる。

3番から6番は、庁舎の看板、車両のステッカー、被服のバックプリントなど、組織名称変更に伴う費用を計上する。

7番は、電子申請に伴うLIGWAN回線を構築するもので、8番、9番は、指令センター移設に伴う移設や連携調整のための費用を計上する。

10番は、3本部の無線周波数を統一するための費用で、11番、12番は、新組織へ土地、建物の譲渡に伴う手続きのための費用を計上する。

13番は、3本部の電話交換機を更新改修するための費用で、14番は、3本部のパソコン等を追加整備するための費用を計上する。

15番は、広域化に伴う人事給与、財務会計、文書管理、電子決裁、例規の各システム改修導入費用を計上する。

16番から18番は、組織名称変更に伴い、新たに作成が必要となる備品や消耗品の費用を計上する。

資料の真ん中、一番上に(R5補正)と記載された網掛け部分の最下段、68,465,600円が、令和5年度の補正金額となる。

**【協議結果】** 原案のとおり承認された。協議会での決定事項とする。

(4) 協議第45号 執行機関

管理者は「大阪南消防組合規約(案)」第11条により、「関係市町村の長の互選により選出」となっているため、ここで管理者の選出を依頼する。

<次頁へ>

島田河内長野市長より、富宅柏原市長が推薦される。続いて、岡田藤井寺市長より、同じく富宅柏原市長が推薦される。

満場一致により、富宅柏原市長が管理者となる。

報酬は、管理者が月額14,000円、副管理者が月額13,000円とする。

【協議結果】委員の協議により承認された。協議会での決定事項とする。

#### (4) 協議第46号 情報公開・個人情報保護

富田林市消防本部及び河内長野市消防本部は、情報公開・個人情報保護審査会及び行政不服審査会の委員は市が実施しているため、柏原羽曳野藤井寺消防組合の例にならい、情報公開・個人情報保護審査会及び行政不服審査会の委員は、5人以内で組織することとする。

委員の報酬は、日額20,000円とする。

【協議結果】原案のとおり承認された。協議会での決定事項とする。

### 7 報告事項

広域消防運営計画等の協議事項（運用）について

資料 No. 6（大阪南消防広域化協議会 調整調書（案）運用）を用いて事務局より説明する。

### 8 その他

事務局において、以下のとおり一部文言の修正を行った。

会議資料 No. 3にある広域化初期費用の負担金に関する基本協定書（案）の別表第1、13番の電話交換機更新改修費用の内容にある富田林消防本部を富田林市消防本部に修正する。

上記会議録が正確であることを証明する。

会議録署名委員 山入端 創

会議録署名委員 南本 齋

## 第5回 大阪南消防広域化協議会 名簿

(敬称略)

会 長	柏原市長	富宅 正浩	○
副会長	富田林市長	吉村 善美	○
副会長	河内長野市長	島田 智明	○
委 員	羽曳野市長	山入端 創	○
委 員	藤井寺市長	岡田 一樹	○
委 員	太子町長	田中 祐二	○
委 員	河南町長	森田 昌吾	○
委 員	千早赤阪村長	南本 齋	○
オブザーバー	大阪府危機管理監	大中 英二	○

出席者…○ 欠席…ー